

足寄町農業委員会
第32回総会会議録

自 令和6年10月30日

至 令和6年10月30日

足寄町農業委員会

令和6年10月30日 第32回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後1時25分

閉会 午後1時52分

1 出席委員

5番 菊地隆志	7番 松田博幸	8番 遠藤 勇
9番 人見華代	10番 石黒 彰	11番 岡元義春
12番 吉村 進		

2 欠席委員

1番 餌取靖徳	2番 吉川友二	3番 遠國和宏
4番 上妻良一		

3 議事に参与するもの

事務局長 山田弘幸
総務担当主査 留田篤史
総務主査 餌取秀和

○議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	会議録署名委員の指名について
日程第 3	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について
日程第 4	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
日程第 5	議案第2号 足寄町農業振興地域整備計画の変更について
日程第 6	議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地買入協議に係る要請について
日程第 7	議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	議案第5号 土地の現況証明書下付について

第32回農業委員会総会

令和6年10月30日

開会 午後1時25分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和6年度第32回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、1番餌取靖徳委員、2番吉川友二委員、3番遠國和宏委員、4番上妻良一委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、5番菊地隆志委員、7番松田博幸委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より

通知がありましたので、報告します。

本件は、父親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、平成21年2月19日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年9月30日で、土地の引渡期日

も令和6年9月30日です。

なお、解約された農地は、総会終了後の全員協議会で協議します。

2番を説明します。本件は、普通畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和6年9月30日で、土地の引渡期限も令和6年9月30日です。

なお、解約された農地は、議案第4号2番で審議します。

本件は、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 足寄町農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、足寄町農業振興地域整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

足寄町長、渡辺俊一氏より意見を求められた足寄町農業振興地域整備計画に係る土地利用計画の変更について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。土地の表示につつま

しては、足寄町上利別433番25、計1筆です。

地目につきましては、公簿は原野、現況は山林です。

面積につきましては、135, 239㎡のうち、127, 396㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が山林になったため、農用地利用計画を農地から白地に除外するものです。

2番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町共栄町149番5、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、3, 186㎡のうち、1, 445㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、現況が畑で、農地保有合理化事業により売り払いを予定しているため、農用地利用計画を白地から農地に編入するものです。

3番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町郊南1丁目13番4ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、田、原野、現況は畑です。

面積につきましては、7, 318㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、馬鈴薯貯蔵施設の建設用地として売り払いを予定しているため、農用地利用計画を農地から農業用施設用地に用途区分を変更するものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町農業振興地域整備計画の変更については、支障のない旨、足寄町長に報告します。

4番につきましては、松田博幸委員が変更申出者の関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後 1時 30分 休憩

午後 1時 31分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

4番を説明します。

局長。

○事務局長 4番を説明します。土地の表示につきましては、足寄町郊南1丁目6番2ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、号線、現況は畑です。

面積につきましては、33,450㎡のうち、20,682㎡です。

変更申出者の住所、氏名につきましては、記載のとおりです。

変更申出者は、馬鈴薯貯蔵施設の建設用地として売り払いを予定しているため、農用地利用計画を農地から農業用施設用地に用途区分を変更するものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町農業振興地域整備計画の変更については、支障のない旨、足寄町長に報告します。

暫時、休憩します。

午後 1時 32分 休憩

午後 1時 33分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地買入協議に係る要請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地買入協議に係る要請について、ご説明申し上げます。

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、足寄町長渡辺俊一氏に本件の農地所有者に対して、同公社が買入の協議を行う旨の通知をされるよう同法第16条第2項に基づく要請の議決をお願いするものです。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町螺湾169番1ほか12筆、計13筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、131,673㎡です。

令和6年10月18日に、あっせん会議を開催し、売渡予定者は隣接農地を所有する認定農業者の方で、売買予定価格は11,410,000、10アール当たり86,600円となっています。

しかし、あっせん会議は売渡予定者の農

用地取得資金対策において、現在、資金対応が困難なことから不成立となりました。

従って、本件は公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用すべく、足寄町長に対して、同法人への買入協議を行うよう要請するものです。

なお、事業タイプは10年貸付タイプを予定しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件について、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、足寄町長に、当該農用地の所有者に対して、公益財団法人北海道農業公社の買入協議を行う旨の通知を行うよう要請します。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和6年度第7号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中矢311番ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、28,368㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間110,000円、10アール当たり3,800円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠藤委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

2番を説明します。

局長。

○事務局長 2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾本町79番2ほか8筆、計9筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、141,747㎡のうち、108,000㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時

期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間216,000円、10アール当たり2,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である上妻委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

3番につきましては、岡元義春委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後 1時 43分 休憩

午後 1時 44分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

3番を説明します。

局長。

○事務局長 3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛172番14ほか10筆、計11筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、原野、雑種地、現況は畑です。

面積につきましては、63,094㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、3,850,000円、10アール当たり61,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である人見委員と協議し、当事者間で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

暫時、休憩します。

午後 1時 45分 休憩

午後 1時 46分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

4番につきましては、松田博幸委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及

び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後 1時 47分 休憩

午後 1時 48分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。
4番を説明します。

局長。

○事務局長 4番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町郊南1丁目1番4ほか11筆、計12筆です。

地目につきましては、公簿は畑、山林、雑種地、宅地、現況は畑、農業用施設用地です。

面積につきましては、29,797㎡のうち、畑が25,630㎡、農業用施設用地が4,167㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑等を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、7,450,000円、10アール当たり250,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である人見委員と協議し、当事者間で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第

3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

暫時、休憩します。

午後 1時 49分 休憩

午後 1時 50分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。
5番から9番を説明します。

局長。

○事務局長 5番から9番を説明します。
5番から9番は、令和6年9月27日開催の第31回足寄町農業委員会総会において、足寄町長に対し、農用地買入協議に係る要請の議決を頂き、足寄町長の要請に基づき、公益財団法人北海道農業公社が買入協議を行い、同法人が買い入れすることになった案件です。

詳細につきましては、前回の総会で説明済みですので、省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第5号)

○議長 「議案第5号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第5号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾57番1ほか3筆、計4筆です。

本件の公簿地目は畑、牧場で、地目変更を目的に証明を求めるものです。

2番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾35番10ほか8筆、計9筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更及び所有権移転を目的に証明を求めるものです。

3番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町共栄町116番1ほか2筆、計3筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。

9番、人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、10月18日、私と遠國委員、石黒委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、宅地・雑種地・山林・原野等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。

なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和6年度第32回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時 52分 閉会

議 長

古村 進

農業委員

菊地 隆志

農業委員

松田 博幸

